

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 (第 4 日 目)

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|----------|-------|----------|
| 1 番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8 番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 〃 | 大森 茂彦 君 | 9 〃 | 朝倉 国勝 君 |
| 3 〃 | 山城 峻一 君 | 10 〃 | 滝沢 幸映 君 |
| 4 〃 | 祢津 明子 君 | 11 〃 | 吉川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中島 新一 君 | 12 〃 | 西沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉川 清史 君 | 14 〃 | 中嶋 登 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|---|--------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 柳 | 澤 博 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 | 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 | 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 | 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 | 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 細 | 田 美香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮 | 下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 義務教育における保護者負担の軽減をほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (2) 水道事業についてほか | 西 沢 悦 子 議員 |
| (3) 子宮頸がんワクチンについてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1、義務教育における保護者負担の軽減を。

子どもの貧困は、一人一人の子どもの成長の可能性を阻むだけでなく、貧困が次の世代に引き継がれる危険をつくり出しているという点でも日本の未来にとって重大な問題であります。

親などが貧困の状態にある家庭で育つ18歳未満の子の割合を示す日本の子どもの貧困率は13.5%、約7人に1人の子どもが貧困ライン。この貧困ラインというのは、その国の平均的所得の半分以下の所得しかない家庭の子どもの割合を示しております。この割合を下回っている状態であります。

中でも深刻なのが、ひとり親世帯です。貧困率は48.1%、ひとり親家庭の半数の子ども達が貧困状態にあることを示しています。主要国の36か国中24位と最悪の水準であります。

母子世帯の82.7%が生活が苦しいと答えております。貯蓄がないと回答した母子世帯では37.6%、全世帯平均14.9%の2倍であります。

昨年から続くコロナ感染の広がりの中で、多くのパート、非正規で働く人達の職が奪われ、子どもの学校休校、休園等で働きに出られなくなった女性達もいます。そういう中でひとり親家庭は、さらに困窮に陥っております。

コロナ禍で子どもの貧困問題が深刻度を増す中、教育にかかる費用が家計を圧迫しています。その中で見えにくいのが保護者負担となる隠れ教育費と言われる保護者負担費用であります。

そこでお尋ねをいたします。

イ、現状は。

小学校6年間に保護者が負担する費用、入学時に用意するものから始まって卒業するまで、卒業アルバムや、あるいは修学旅行の費用、給食費や学級費、あるいはPTAの会費等、これらについてどれだけの費用が必要になるでしょうか。また、同じように、中学ではどのくらいの費用がかかるか、答弁を求めます。

次に、学級費、これはそれぞれどのくらい徴収しているのか。また、その使い道はどのようなのか。

次に、保護者負担と公費で賄うべき教材の区分はどのようになっているでしょうか。ご答弁を求めます。

ロ、学校給食費は無償化に。

昨年春、新型コロナ感染が拡大している中、当時の安倍首相は、突然、全国一斉休校を強行しました。そのため学校給食の提供も止まりました。給食費に充てられていた就学援助費の昼食費として支給する自治体がいくつかありましたが、当町坂城町では、どのような対応をされたのでしょうか、答弁を求めます。

次に、9月議会の一般質問で学校給食の無償化について質問をいたしました。

学校給食法11条で、施設、設備に要する経費、運営に要する経費以外では、保護者負担とする。そして、平成29年より口座振替手数料を町負担にし、消費税率改定、食品単価の値上げ、これらにも給食費が据置いてきたと、このように頑張ってきたという答弁がありました。

この点については、大変ご努力されていることは非常に評価するところであります。同時に、学校給食は、教育の具現化である。このことの私と町とで認識が一致しております。義務教育が無償とうたっている憲法の大原則にのっとり、学校給食費は無償化であるべきであります。当面、一部軽減に踏み出してはどうでしょうか。

以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長（堀内君） 1、義務教育における保護者負担の軽減をについて、順次お答えいたします。

初めに、イ、現状はについてお答えいたします。

保護者が負担する学校費用といたしましては、学級費や給食費、運動着、給食費等の学校の指定により購入する物品費用、実験キット等の個人持ち教材費用、旅行業者に支払う就学旅行費用等がございます。

小学校6年間に負担する学校費用は、およそ50万円から60万円、中学校3年間では、およそ50万円となっております。

その中の学級費についてであります。学校により徴収金額が月や学年で異なっております。平均しますと、小学校で年額およそ1万2千円から1万7千円、中学校で年額およそ2万7千円でございます。

学級費の使い道についてであります。小学校ではドリルや教科の単元テスト、図画工作や家庭科実習の材料代、理科実験キット、特別活動や総合的な学習で個人使用する物品等であります。

中学校では、学力テストやプリントのファイル代、美術や技術、家庭科の材料費、特別活動や総合的な学習で個人使用する物品等であります。

続きまして、保護者負担と公費で賄うべき教材の区分はということでございますが、はっきりと法律等で規定されてはおりません。

しかし、県教育委員会で定める学校徴収金の基本的な考え方についてを参考に、学校の管理運営及び教育活動に関する経費で、町の学校共通の維持に必要な経費は公費負担とし、授業等で作成した成果物や授業等に用いる購入品が個人に帰属する場合等、その直接的利益が児童生徒に還元されるものに関する経費は、個人に負担を求めるようにしております。

そして、集金にあたっては、保護者への説明を十分に行う、必要最小限の額にするよう努める、適切な方法で管理するなどのことを原則としております。

保護者負担の軽減等に努めている例といたしましては、キャンプで使用する飯ごうの共用化、人権教育の副読本「あけぼの」の学級間での共用化、町の副読本「ふるさと坂城」の無償配布や職員会や職員連絡の資料のデジタル化により、軽減されたプリント印刷コスト分を保護者負担で購入していた教材購入に充てるなどがあります。

今後も引き続き、学校費用が保護者の経済負担につながることを認識し、学用品等の再利用やGIGAスクール構想による1人1台端末によって、ドリルや小テストの購入を削減していくことも検討し、デジタル化による経費削減等を一層図ってまいりたいと考えております。

続きまして、ロ、学校給食費は無償化に、についてお答えいたします。

まず、昨年春、コロナ感染が拡大時に全国一斉休校中、給食の提供が止まったが、給食費に充てられた就学援助費を昼食費として就学援助支給すべきだったと思うがと。どう考えるかにつきましてお答えいたします。

令和2年度、新年度が始まってすぐの4月10日から途中延長を経て、5月24日までの約2か月間、町内小中学校における一斉臨時休業が行われました。この間の学校給食の提供も止まったわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的影響を受けている保護者の皆さんに対する支援として、通常就学援助費の支給対象者に対し特別支援費として3万円の上乗せ支給を行ったほか、一斉臨時休業となった4月、5月分の学校給食費については減額するのではなく、1人当たり1万円の昼食支援も併せて行ったところでございます。

続きまして、学校給食費の一部軽減ができないかについてお答えいたします。

学校給食は、適切な栄養の摂取により、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、日々の食事を通じて地域の伝統的な食文化や、食に関わる人々への感謝、食料の生産、流通、消費などを学ぶことができる生きた教材でございます。

食育・学校給食センターでは、小中学生の成長期という大切な時期に、適切な栄養を摂取し、健康の保持、増進を図るため、栄養バランスのとれた安全安心な給食を提供しております。

学校給食費につきましては、学校給食法で規定されており、学校給食の実施に必要な施設設備費、修繕費、学校給食に従事する職員の人件費については設置者の負担とし、それ以外の経費は保護者負担とされているところでもあります。

町では、安全安心な食材を用いてバランスのとれた多様な献立による給食を提供するために必要な食材費として、保護者に1食当たり小学生280円、中学生は325円を負担していただいております。

町といたしましては、保護者に対する負担軽減としましては、平成29年度から給食費の口座振替手数料を町負担とし、負担軽減を図ってきたところです。

また、平成26年度に、それまで5年間据え置いた給食費を改定いたしましたが、その後、令和元年10月に消費税率の引上げの際も、それ以降も給食費を改定せず、8年間同じ金額で提供しております。

消費税率の引上げ後は、食料品は軽減税率の対象になっておりますが、食品自体の単価や輸送費などの経費は値上がりし、給食費の値上げを行わないよう献立を工夫しながら給食運営に努めてまいったところでもあります。

昨年からは、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい経済、社会情勢となりましたので、食材費の高騰などによる厳しい状況ではありましたが、給食費の値上げを行わず、使用する食材の比較検討、献立の工夫などを行いながら、現行の給食費での提供に努めております。

現在は、新型コロナウイルスの感染が落ち着き、少しずつ経済活動が再開してきたところではありますが、原油価格の高騰により、燃料費、光熱費の値上げに加えて、新型コロナウイルス感染症の新たな変異株であるオミクロン株が出現するなど、先行き不透明な状況になってまいりました。

この12月からは大手食品メーカーの冷凍食品や小麦粉、調味料などの値上がりが始まり、給食に必要な主食の単価、牛乳等の値上げも予想されるため、来年度の給食費につきましては、現行単価での提供は厳しい状況となっており、食育・学校給食センター運営委員会におきましても、値上げも含めた検討が必要な状況について説明いたしましたところでもあります。

しかし、町といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響が続く先行きが不透明なこの時期に、給食費の値上げをすることは極力避け、安全安心な給食が提供できるよう何か対応することができないか、引き続き慎重に検討してまいりたいと考えているところです。

成長期にある児童生徒の健康や心と体の成長を支えるための学校給食は、望ましい食習慣と食に関する正しい知識などを学ぶための重要な教材でありますので、今後も地場産品や地域の郷土料理、行事食などの提供を通じて、地域の文化や伝統への理解と関心も高めることができるよう、

併せて努めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） ただいま担当課長より答弁をいただきました。

最初に質問いたしました小学校6年間の保護者負担は一体どのぐらいかという6年間で50万から60万、そして、学級費は年間で、それぞれ学校によって違うということで1万2千円から1万7千円ということで、これ本当に義務教育は無償化と言えるのでしょうか。6年間で50万円を使うということは、相当な金額だと思うんですね。日常生活をしながら、そこから捻出してくるということは、非常に大変な額だというふうに思います。

この点から見ても憲法で定めている義務教育は無償であると、このことをきちんと据えて取り組んでいていただきたいと思うわけです。

それで、学級費の使い道等についてでございますけれども、このどう使うかといいますか、学校教育の負担するのをどう考えるかということだと思えますよね。私も子育てして、学校からこの費用がかかると言われれば、そうかそうかと何も考えず無意識でこれまで出してきました。しかし、これだけコロナ禍で貧困の世帯がこう増えてきているということの中では、そうもほいほいというふうにはいかないと思います。

これの教育費の負担についての考え方として2つあります。1つは、受益者負担主義に立つのか、設置者負担主義に立つのかと、この点だと思うんです。

当然、受益者負担主義に立てば、いろんな教材については、これもこれも保護者負担にしましょうということになります。その中でも、これは設置者のほうで準備すべきだという中身はありますけれども、基本的には受益者に負担をさせるという立場で教育が進められると。

もう一方の設置者負担主義であれば、やはりこの中でも当然、受益者負担分も出ますけれども、基本的には共通して、あるいは毎年学年によっていろんな備品を使うわけですね、例えばそろばんとか、あるいは楽器なんかもね。そういうものについては、個人負担ではなく、設置者の負担主義で学校の設備と備品として用意するということが必要になると思います。

あるいは、テストをやるから、このコピー用紙、この用紙について、それぞれの個人に渡すから、自己負担にする、保護者負担にするというふうになるおそれもありますが、これの学級通信のクラス便りなどのこの紙代というのは、どちらが負担しているのでしょうか。あるいは、1年生のアサガオセットの教材がありますが、これは保護者負担で行われているのか、公費負担で行われているのか。

そしてまた、消耗品については、どのように負担、分担をしているのか。この辺についてご答弁を求めます。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、アサガオのセットにつきましては、基本的には個人負担ということになりますので、保護者に負担をいただいておりますが、こちらにつきましても種ですとか、そういったものにつき

ましては、高学年のほうで栽培したものについて、それを翌年の低学年のほうに移すというように形で、少しでも負担が減るような形でということで取り組んでおります。

あと学級便り等の印刷に係る紙代でございますが、こちら学校全体で共通経費として公費負担のほうでお支払いをしている状況でございます。

2番（大森君） もう一つ、答弁漏れなんですけど、例えば、楽器だとかそろばんだとか、こういう点について耐久性のあるもの、あるいは、それぞれの家庭で2台も3台も兄弟がいれば、個人で購入しないでいいというようなこともありますけれども、やっぱりそういう備品について、これはそういう耐久性のある備品については、どのように負担割合になっているのでしょうか。

教育文化課長（堀内君） 備品に関して落としてしましまして申し訳ございませんでした。

そろばん等の教材につきましては、以前、私ども子どものころとかは1人1台というか、家庭で1台ということで負担をしていた状況もありましたが、現在につきましては、そろばんでは学校に備品として置いてありまして、ただし、家にそろばんがある方は、それを持ってきていただくと。ない方に対して、新たな負担を求めないという形でやらせていただいております。

失礼しました。楽器につきましては、ピアノカ、そういったものについては、ピアノカや笛、リコーダーにつきましては、個人で口にするといったこともありますので、現在のところ個人負担をいただいております。

2番（大森君） 楽器などは、口につけてやるということもあつたりしますけれども、コロナ禍という中で当然その辺はちょっと気をつけなきゃいけないということで、今の時点ではやむを得ないかなというふうには思います。

次に、学校給食費の無償化の点ですけれども、消費税上がって8%という負担もあるということやら、いろんな振込手数料だとか、そういう軽減は図ってこられたというご努力は非常に認めますけれども、やはり食育は体育や知育の基本的なものであると。それを支えるには、やっぱり食育がきちっとしていないければいけないということで、何よりも先に勝るものであるという点からみれば、やはりこれはもう当然、公費負担、無償化にしていくということに必然的になってくるということでもあります。

憲法に、一定の下位の法律で、そういう負担を求めてきているということについても、やっぱりこの点については大きな問題であります。やはり憲法に基づいた教育費の無償化をぜひ進めていっていただきたいと。

先ほども最初に申しましたが、とりあえず半額でも一歩進めたらどうかということなんですけど、その点について教育長、どのようなお考えでしょうか。

教育長（清水君） 給食費につきましては、先ほど課長からの答弁でもありましたように、今後も様々な努力を積み重ねてまいりたいと思っております。

それから、先ほどの徴収金に関わってでありますけれども、そこでも教育費としていろいろ関

わってはいけるわけでありましたが、学校のデジタル化も始まりまして、例えば、先ほどの答弁に追加してお話を申し上げますと、職員会資料のペーパーレス化、それから、職員連絡も今シーフオースやグーグルクラスルームを活用して、できる範囲でペーパーレス化なんかを進めております。

それによって軽減された印刷コスト分の公費予算を保護者負担で購入していた教材費購入に充てているというふうな努力も今現在しておりますので、今後またそういうふうなデジタル化によって、いろいろな教材費についても、そこに内蔵されている、そこに入っているアプリなんかを利用して軽減できるのではないかなというようなことで、これについてもまた今後、校長会や教頭会等で、どんなことができるのかというようなものを検討しまして、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

2番（大森君） ただいま教育長よりいろいろと事務的な印刷については、軽減に図ってきているというお話であります。一つは先ほど申しました学校教育費の負担についての考え方、やはり受益者負担主義になるのか、設置者負担主義になるのかという大きく分けてこの2つの対立した関係があります。

ほとんどの自治体では、前者の受益者負担というのが主な考え方になっています。ワークやドリルなどの個人的に処理するものは、授業で使うものであっても保護者負担とするということになります。

逆に、設置者負担に基づいた負担区分を設定し、自治体の努力で保護者負担を減らしている自治体もあります。

福岡県の古賀市では、保護者費用負担軽減と物を大切にすることを目的として、様々な保護者費用負担軽減事業が実施されております。

例えば、標準服のリユース事業、不要になった標準服を預かり、必要な人に譲り渡す。あるいは、机の中に入れる引き出しについてもリユースする。あるいは、小学校1年生が使う算数セットの一部なども公費で負担をしております。

また、滋賀県高島市では、市長と教育委員会で構成する総合教育会議で、高島市立中学校における保護者の経済的な負担軽減の取り組みについてが話し合われております。そこで、ワークやドリルなど教育委員会が作成し、そのデータを各学校で共有するということが行われております。町でもこれを機に、全体を見直してほしいと思います。

次に、気候危機を打開するために町の対策は、について質問いたします。

国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑える努力を追求すると明記しました。

二酸化炭素CO₂を大量に出す石炭火力発電については、表現が当初の案の「段階的廃止」から後退したものの「段階的削減」と変わりました。

2015年に採択された地域温暖化対策のパリ協定は、世界の気温上昇を2度より十分低く抑えることを掲げて1.5度以内に抑制することを努力目標としています。1.5度目標達成のためには、30年までに温室効果ガスの排出を半減し、50年までに実質ゼロにする必要があります。

グラスゴー気候合意は、今後10年間で決定的だとし、各国に加速した行動を求めています。残された時間は、極めて限られています。

日本では、エネルギー消費を4割減らし、再生可能エネルギーで電力の50%を賄えば、30年度までにCO₂を2010年度比で50から60%の削減ができると言われております。

50年に向けてガス火力なども再生可能エネルギーに置き換えれば、実質ゼロは可能だと言われております。

そこでお尋ねしますが、CO₂排出ゼロ宣言をスマートタウンさかきの取り組みとして、CO₂削減に公共施設に太陽光発電設備の努力をされておられます。また、町民が住宅用太陽光発電システム設置に助成を行っております。

太陽光発電システム設置補助金は、これまで何件あり、また、その総発電量はどのくらいになっているのでしょうか。

次に、町のCO₂削減目標と計画を策定できないでしょうか。1つは、町自らの脱炭素化に向けて、公共施設や公共事業、自治体業務でどれだけのCO₂の削減ができるのか。こういう目標と計画を作成できないでしょうか。

町民に対しても、この目標と計画に協力してもらおうと、こういう取り組みを推進してほしいと思いますが、この辺についてどうお考えでしょうか。

2つ目には、町内企業と町と独自の協定を締結していく、こういうことを呼びかけていってはどうかと考えます。

以上で、気候危機を打開するための町の対策案について1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから2番目の質問としまして、気候危機を打開するための町の施策は、（イ）で「CO₂排出ゼロ宣言」というご質問がありました。私からは全般的なことをお答え申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

なお、あらかじめ通告でいただいた質問の最後に、2050年CO₂排出は実質ゼロ宣言ができないのかという質問が抜けておりましたけれども、それも併せてお答えしたいと思っております。

近年、猛暑や熱中症による搬送、死亡例の増加のほか、数十年に一度と言われる台風、豪雨が毎年のように発生し、深刻な被害をもたらしております。

こうした地球温暖化に伴う異常気象の頻発に対し、長野県をはじめとする全国の複数の自治体や衆参両議院においても、気候非常事態宣言が行われております。

世界においては、2015年にフランスのパリで開催された第21回国連気候変動枠組条約締結国会議COP21において合意されたパリ協定で、世界の平均気温上昇の幅を2度未満とする長期目標が国際的に広く共有され、また、国連の気候変動に関する政府間パネルIPCCの特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには2050年までにCO₂の実質排出量をゼロにすることが必要であると報告され、全世界において2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まっております。

国においては、今年の5月に成立しました改正地球温暖化対策推進法の理念において、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会の実現としております。

また、当町では、早い段階からスマートタウン構想事業の取り組みの中で、各分野において再生可能エネルギーの導入などを進め、ごみの排出抑制や緑化の推進などの取り組みを含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めてきたところであります。

また、昨年度策定しました第6次長期総合計画において、まちづくりの共通テーマの一つとしてSDGsの達成を位置づけ、その目標である豊かな自然環境を目指し、脱炭素社会の実現に向け取り組むとしております。

そのためには、個人や家庭のほか、自治体や民間企業、NPOなど、あらゆる組織が官民の枠を越え、連携して取り組むことが重要であると考えております。

町といたしましては、これまでも行ってまいりました省エネルギーや再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みをはじめ、ごみの減量化、再資源化などの推進、環境教育、植樹や育樹をはじめとする自然環境の保全など幅広い観点で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、様々なテーマに、長野地域の9市町村で連携して取り組む長野地域連携中枢都市圏構想においても、バイオマス利活用や脱炭素化推進などの事業が位置づけられ、圏域としましても2050年までのゼロカーボンに向けた意識の高まりがございます。

このような状況におきまして、今年の2月ですけれども、長野地域連携推進協議会の中で私から構成市町村の首長に対して長野圏域で2050ゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを提案いたしました。

この宣言につきましては、前任の加藤市長もこれはぜひやりましょうということでありました。また、新市長の荻原さんに引き継がれるかどうかと思っておりましたけれども、今朝の信濃毎日新聞に出ておりましたように、事務局となる長野市において宣言についての検討がされておりました、年度内に宣言を出そうということになっております。

今後、町といたしましては、スマートタウン構想の推進をはじめ、ごみの減量化、再資源化、3Rの推進、環境教育、自然環境の保全、エシカル消費の推進など幅広い視点でSDGsの達成、

2050ゼロカーボンに向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

企画政策課長（大井君） 気候危機を打開するために町の対策は、のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、町では住宅用のスマートエネルギー設備として、太陽光発電や蓄電池、HEMSといった設備の導入に対する補助を行い、各家庭における自立分散型のエネルギーサイクルを実現するゼロエネルギーシステムの構築などを目指して支援を行っております。

ご質問の家庭住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助の交付実績でございますが、制度を開始した平成22年度から令和2年度までの合計補助件数は431件で、設置された設備の総発電容量は2,118キロワットとなります。これは、年間で約190万キロワットアワーが発電され、CO₂の削減効果で言うと年間約600トンが削減できる能力となります。

町といたしましては、これまでも推進してきたスマートタウン構想の実現及び長期総合計画の共通テーマの一つに位置づけるSDGsの達成、町が既に賛同をしている2050ゼロカーボンの達成のため今後も太陽光発電設備の導入を支援してまいりたいと考えております。

次に、CO₂の削減目標と計画につきましては、町では長野県が一昨年12月に行った気候非常事態宣言や2050年に県内での二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意表明に対し賛同しております。

その目標達成に向け、長期総合計画の前期基本計画において、森林整備面積や緑化推進グループなどの増加によるCO₂吸収量の増加に向けた計画や太陽光発電容量を増やし、家庭系可燃ごみの排出量を減少させ、CO₂削減に向けた指標、目標値を定めているところでございます。

また、CO₂削減の具体的な計画につきましては、国による個別具体的なCO₂削減計画が定められ、全国の市町村におけるCO₂削減の指針といったものが示されないと各市町村独自に数値目標を設定することは困難なものと考えております。

一方、町民の皆様にご協力してもらった取り組みは、CO₂排出実質ゼロという目標の達成に向けて個人や家庭、民間企業などあらゆる組織が連携して取り組むことが重要であると考えております。

町内では、既にごみの減量化や緑化の推進、省エネ行動や再生エネルギーの推進など、町民の皆様におかれましても日常生活の中でできることから取り組んでいただいております。

今後は、町民の皆様などが日々の生活の中で行える省エネやエコ活動の取り組みなどについて啓発を行ってまいりたいと考えております。

また、町内企業との独自の協定につきましては、町内企業はそれぞれ独自の技術とアプローチで取り組みを進められており、今年10月に開催された、さかきモノづくり展では、各企業におけるCO₂排出削減などすばらしい取り組みが紹介されました。

さらにモノづくり展のクロージングセレモニーでは、テクノセンターと商工会、テクノハート

が2050年ゼロカーボンの実現、2030年SDGs達成のため「環境にやさしいモノづくり共同メッセージ」が発出されました。

町といたしましては、町内企業や関係機関の皆様と意識を共有し、こうした機運の高まりや独自の取り組みを推進しつつ、町全体のCO₂削減に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2番（大森君） それぞれ町長、また企画政策課長からのご答弁をいただきました。

補助金の件数では、431件ということで、これらにおいてCO₂の削減では年間600トンの一応数字的にはそういう能力になるということで、順々に実施しているというふうに評価できるところだというふうに思います。

また、町が目標と計画をつくっていくという点では、やっぱり国がそれなりの数値的なものを、数式などを提示しておかなければいけないという、これは本当に国のほうから急いでそれは準備していただく必要があるというふうに思います。

もう一つ大事な点として、町長からの答弁で、年内に宣言を出すというふうなお話をいただきました。これはどんなふうに、例えば、それぞれの自治体の名前で出すのか、それとも長野圏域という一括で、そこへ賛同している自治体が名前を連ねるのか。その辺はどうですかね。私はそれぞれの自治体が、一緒に公表するにしても、単独で宣言を出すということにしたほうがいいのかと思うんですが、その辺はどんなような話になっているんでしょうか。

企画政策課長（大井君） 再質問にお答えをいたします。

共同宣言につきましては、先ほど町長からもご答弁申し上げましたけれども、事務局である長野市において現在検討がなされておまして、宣言の内容ですとか宣言の仕方についても協議をされているところでありますので、今後、決定してまいるということになるかと思えます。

2番（大森君） まだ、一括といいますか、同じ文章でこの長野圏域に参加している自治体がそれに賛同するという形なるのか。それとも、それぞれの自治体が、それぞれの取り組み以外にもいろいろと違いますよね。だから、それについての、それぞれの自治体が自分達の文言を用いて宣言をするのか。それを長野圏域の中で同時にそういうことで発表しようとなっているのか。文言は同じにしてやりましようとなっているのか、その辺についてはまだ決まっていないんでしょうか。お願いします。

企画政策課長（大井君） ご質問にご答弁いたします。

それぞれ共通の文言で共同宣言を出すか、今想定しているところでは、多分そういうことになるかと思定はしておりますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、そういった内容についても、今事務局の長野市のほうで検討されているというところでございます。

2番（大森君） 長野市の動きというか、考え方もあると思いますが、ぜひ個々でそれぞれの自治体のこれらの取り組みについてもそれぞれ違うわけですから、度合いも違うわけですから、やっぱ

りそのところを長野市さんにもきちっとお話いただいて、宣言は同時に発表しましょうと。文
言は、それぞれの自治体が検討したらどうかというふうに私は思います。

そういういずれにしても町も参加して、その宣言が行われるということになるそうですけど
も、だから、この宣言を行って、そこへ町内企業が町の宣言について賛同するというので、最
初に提案しました町内企業と町との独自の協定締結ということはあるんですが、町の宣言に賛同
するというので町の内企業の皆さんのご協力をいただくということへの呼びかけはいかがでし
ょうか。

企画政策課長（大井君） ご質問にお答えします。

まず、先ほど来、ご答弁申し上げています共同宣言について、これから長野市からも坂城町に
協議があると思いますので、そういった中で定めてまいります。

その後、町内企業につきましては、テクノハート、テクノセンター、商工会等とも協議をする
中で、どういった形で進めていくかは協議させていただきたいと思います。

2番（大森君） それでも年度内に宣言が発せられるということですので期待したいというふうに
思います。

時間も迫ってまいりましたので、次に条例に基づいた職員体制をということで質問いたします。

平成の大合併が政府主導で強引に押しつけられてきました。坂城町はどことも合併することな
く自律のまちを選択いたしました。自律のまちを推進するにあたって、坂城町行財政改革推進計
画自律のまちづくりへの道しるべ、これを作成して、平成15年から平成20年の目標として実
施してきました。この実施期間中の職員数は、退職した職員の人数を補充しないということで自
然減で職員を減らしてきました。年齢構成がその分いびつになり、社会人枠での採用も実施され
てきました。また、この間、組織の改変や廃止された事業も若干ありますが、主には当時の状況
が続いております。

イといたしまして、正職員の増員を。

条例定数は166人となっております。現在の正職員の人数は何人でしょうか。また、今年度
の会計年度任用職員数はフルタイムとパートの採用人数が何人でしょうか。また、将来的には正
職員を何人まで増やすのか、この点についてお尋ねいたします。

総務課長（臼井君） 職員体制に関わるご質問にお答えをいたします。

職員の採用につきましては、毎年、今後の退職予定の職員の状況などを考慮して、年度当初に
採用計画を立てる中で進めているところであります。

初めに、現在の正職員数であります。一般行政職が95名、土木技師が5名、保健師が8名、
栄養士が2名、保育士が23名の計133名であり、男女別で申し上げますと、男性72名、女
性61名という状況でございます。

なお、当町の職員定数条例における職員定数につきましては、166人とされているところで

あり、現状の職員数の差異がある状況であります。これは多くの自治体に共通する状況でありまして、総務省からも条例上の定数につきましては、職員数の限度を示しているものであって、実人数が定数に達していなくても差し支えないものといった見解が示されているところでございます。

続きまして、本年度の会計年度任用職員についてのご質問ですが、会計年度任用職員の制度につきましては、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営推進と地方公務員の臨時・非常勤職員の適性を確保することを目的として、地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、令和2年度から制度が開始されたところであります。

現在の会計年度任用職員の数につきましては、フルタイムの職員が役場庁舎のほか、保健センターなどの出先機関、小中学校、図書館、保育園、子育て支援センターなどで24名、パートタイム職員につきましては、役場庁舎のほか、保健センター、教育委員会事務局、教育委員会出先機関、小中学校、児童館、保育園、子育て支援センターといった部署で153名を任用しております。

町の業務の中には、臨時的なものや季節的に閑繁のある業務なども多くあり、正規職員のみで全ての業務を行っていくことは限界がありますことから、そうした部分につきましては、必要な範囲において会計年度任用職員をお願いしているところでございます。

次に、将来的に正規職員数を何人まで充足するのかのご質問であります。個性ある自律のまちづくりに向けて最大限の自助努力を重ねる自律の町を目指すため、平成17年に策定した坂城町行財政改革推進計画集中改革プランと申し上げておりますけれども、そちらにおきまして目標職員数を142名としてきたところであります。

集中改革プランにつきましては、計画期間が5年間であり、既に目標年次は経過しておりますが、住民サービスの向上を図りながら、財政の健全化、行政の効率化といった部分も加味した上で、必要な職員数について142名に設定されたものであり、現状におきまして、その人数を下回る職員数で推移している現状の中では142名を当面の職員数の目安と捉えているところでございます。

また、これまでも目標職員数を基本に定数管理を行ってきたところであり、冒頭でも申し上げましたとおり、毎年度の退職者の状況も勘案する中で、新規採用に係る人数や職種に関し、採用計画を立て、職員採用を行っているところであります。

今年度につきましては、これまで2回の採用試験を実施し、職種としましては、社会人経験のある者も含め、行政職と土木技術職、保育士の募集を行ったところであり、来月にも3回目の採用試験を予定する中で、目標職員数を目安として、より有能な職員の採用に努めているところであります。

今後につきましても、質の高い住民サービスの提供と将来につながる行財政運営に配慮する中

で計画的な職員採用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） 総務課長より答弁をいただきました。

条例では166人、当面142名を目標としていくということなのですが、24人、これだけ人数的には少ないということです。人口も若干減ってきているということもあるかもしれませんが、やはり心配なのが、やはり残業が非常に多くなっているんじゃないかということや、職員の健康について本当に大丈夫なのかということが心配されます。残業で過労死ぎりぎりの勤務になっていないのか。それについての心配がされるわけですが、こういう点についても配慮し、やはり職員の定数に近づけるという努力を求めまして私の本日の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小宮山君） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時08分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、12番 西沢悦子さんの質問を許します。

12番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

最初に、1として水道事業についてです。

先月11月18日の信濃毎日新聞の1面トップに、「県企業局と長野・上田・千曲市・坂城町水道事業統合の方針」との記事が掲載されました。実は、その前日、上田長野地域水道事業広域化に関するシンポジウムが長野市で開かれ、総務産業常任委員会の仲間とともに参加をいたしました。広域化を進めなければ、この水道事業は存続できないという危機感を強く訴える内容でした。いきなりここまで進んでいたのかという思いが沸き上がりました。

町長は、今年6月の第2回議会定例会の招集挨拶で、厚労省より上田長野地域をモデル地区とした水道施設最適配置計画の検討業務報告が公表され、県企業局、上田・長野・千曲市・坂城町で将来の上水道事業の研究、検討を進めることになることと述べ、また、9月の第3回定例会の招集挨拶では、県営水道の給水事業エリアである坂城・上田・千曲・長野の3市1町で7月12日に県知事宛て水道事業の広域化に係る要望書の提出を行った。今後は、水道施設の最適な配置も含めて、地域にふさわしい水道事業の在り方について検討してまいりますと報告をされました。

また、さらに今定例会の招集挨拶では、上田長野地域水道事業広域化研究会の検討経過の報告がなされ、その経過報告では水道事業の基盤強化のための広域化を視野に事業統合も含めてさらに検討を進めるといった方向性が示されたと述べました。

長野県議会の一般質問の中でも、県は県内の公営水道事業について、人口減少や施設の老朽化などにより、多くの事業者が水道料金を大きく値上げしない限り、赤字と資金不足が発生する見通しで、広域連携など経営の効率化が不可欠と答弁しています。

今年5月に厚労省から水道施設最適配置計画の検討業務報告が公表されてから、異例の早さで検討が進められていると感じています。

坂城町は、ほぼ100%県営水道から給水を受けていて、町が水道事業を行ってはいませんが、今までの状況とは大きく変わるわけで、また、新聞報道では、年内に議会や住民に説明を始め、理解を得た上で最終決定をするとのことですが、ここに至るまでに丁寧な説明が欲しかったと思いました。

当町の上水道は、昭和34年に給水が開始され、昭和40年に県営水道に移管されました。平成15年の県企業局事業の民営化計画が策定される中で、水道事業の市町移管の方向が出され、平成21年に県営水道事業移管検討会が設置されています。

安全・安心・安定な水道事業を持続的に運営していくために、様々な検討がされていますが、関係する多くの住民がこの内容を理解し、同じ方向を向いてさらに協力をいただかなければこの事業は進まないと思います。

広域化の検討は、どんどん進められている印象ですが、よく分からないままに決まってしまうのではという心配があります。そこで初めから整理をしながら質問をしていきたいと思っています。

最初にイとして、水道施設の最適配置計画の検討結果についてです。

平成30年に水道法の一部が改正されました。その趣旨は、拡張整備を目的としたものから、水道の基盤を整備するものに目的が変更になりました。そして、基盤強化を図るための方策として、広域連携が強く打ち出され、いろいろな経過を経て厚労省より水道施設の最適配置計画の検討業務報告が公表されたということだと思います。

そこで、まず、この検討結果が公表されるまでの経過についてお聞きします。

次に、坂城町の水道施設の現在の状況について、送水管、配水管の更新状況と耐震化率についてもお聞きします。

また、この検討結果の内容を見ると、県企業局、長野、上田、千曲市の4事業者の水道施設、給水人口の見通し、浄水場の状況、耐震性、水源、災害対策など、状況把握と問題解決案が示されています。

これは、検討ケースの1つであり、今後の事業の方向性を制限するものではないとされています。そこで、現在、坂城町は水道事業をしていませんが、この検討結果から当町に関わる課題はあるのでしょうか。

次に、ロとして、上田長野地域水道事業広域化研究会についてです。

平成21年に設置した県営水道事業移管検討会の経過と、この研究会が発足するまでの経過についてお尋ねいたします。

また、県が策定をする水道広域化推進プランと長野県水道事業広域連携推進協議会との関係はどうなっているのでしょうか。

次に、関係市町の首長から県知事へ出された要望書を踏まえて、この研究会が設置されたと聞いております。この要望書の内容についてもお尋ねいたします。

また、研究会は、今までに3回開かれています。その内容をお聞きします。

また、新聞報道によりますと、関係自治体で一部事務組合を設立の方向で検討中、坂城町も加わる見通しとのことでしたが、この検討の経過をお聞きします。

また、研究会の今後の予定は、どのように計画されているでしょうか。

最後に、ハとして、今後の進め方はです。

水道事業の現状について、町民の皆さんにご理解をいただき、今後の検討にご協力をいただくために、これからどのように進めていくでしょうか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま西沢議員さんから水道事業についてということで、イ、ロとご質問いただきました。

全般的な事項につきまして、今までの経緯も含めまして私からお答えを申し上げまして、詳細につきましては担当課長から答弁いたします。

今、お話がありましたように、この広域化研究会につきましても、この話が出て急速に進んできたという感じがしております。

後でまた申し上げますけれども、厚生労働省の試案が出て、それで、この上田長野地区でのケースが取り上げられたということで、その結果、やっぱりこれ早くやらなきゃいけないということで動き始めたなというふうに思っております。

さて、今までの経過につきましても申し上げます。

県営水道事業につきましては、昭和37年12月に当時の厚生省の事業認可を得て、当町を含む当時の塩田町、川西村、戸倉町、上山田町、更埴市、更北村、篠ノ井市、川中島町、松代町までの主に千曲川沿線の市町村の上水道、簡易水道事業を順次引受け、広域的な上水道事業として開始いたしました。

坂城町誌によりますと、昭和40年6月から坂城水道、村上簡易水道、小網簡易水道が県営水道に移管され、同年12月に県営水道に売り渡したと記録されております。

以来、一部地区を除き、当町エリアの大部分が県営水道の給水エリアとなり、今日に至っております。

水道法では、水道事業は原則として市町村が経営するものとされていることから、平成21年には県営水道事業移管検討会が設置され、企業局の水道事業を関係市町へ事業移管する検討を開始いたしました。

これが今申し上げた平成21年から動きが出た。私が町長になりました10年前、平成23年に、ちょうどそのとき当時の企業局長が来まして、実は企業局の水道事業をやめることになった

と。ついては、坂城町で独自に水道事業を始めてもらいたいという話が突然来ました。

私は、とんでもないと。時代に逆行していると。なおかつ坂城町で、今から水道事業を単独でやるというは、実質無理だし、周りの市町村でも管路の老朽化だとか、いろんな事業があるので、これは広域化すべきだという意見も私はずっとそのときから申し上げました。

そういうこともありまして、平成26年にその検討を休止いたしました。かわって水道事業運営研究会を設置して、改めて相互理解から始め、よりよい水道事業の在り方を研究していくこととなったものであります。

この間、長野県の公営企業の研究会みたいなのがありまして、私もその委員になって、いろいろ意見を申し上げた経緯もございます。

その後、平成30年には、水道法の一部が改正され、その改正の趣旨としては、人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の直面する課題に対して、広域連携の推進を含む水道事業の基盤強化が打ち出されたところであります。

また、平成31年には、総務省及び厚生労働省において、各都道府県知事に対し、持続可能な水道事業を確立し、安心・安全な水道水を将来にわたり供給するため水道広域化推進プランを平成34年度——令和4年度までに策定するよう要請されております。

長野県におきましては、施設規模の大小にかかわらず、中山間地域など地理的条件の厳しい中、水需要の減少に伴う経営環境の悪化や施設の老朽化など、共通の課題を抱えていることから、令和2年には全ての水道事業者等が参加した長野県水道事業広域連携推進協議会が設置され、主に広域連携により専門人材の確保、育成など、県内水道事業者の共通する課題の解決を図り、あわせて将来的な水道事業の在り方を検討するとされたところであります。

なお、協議会では、地域課題等を調査研究するため、必要があるときは、当該地域にある構成員の合意により地域研究会を設けることができるとされ、長野・上田地域にあった水道事業運営研究会を改組し水道事業連携研究会が、また、松本・塩尻地域には、水道用水供給事業連携研究会が設置されたところであります。

また、令和2年には、上田市、千曲市、長野市では、市水の経営を行うとともに、3市は当町も含み県営水道供給エリアになっていることに加え、地形的にも上流から下流へ自然流下できる利点もあることから、関係団体の給水地域を対象として、厚生労働省が当地域をモデル地区として選定し、同省事業により水道施設の最適配置計画の検討がなされ、本年5月に検討結果が公表されました。

検討の目的としましては、関係市町の地域内にある水道施設の最適配置を検討し、更新需要や施設の整備費等に関する効果を試算することとし、1つ目として、自然流下を利用した浄水場の配置と運用、2つ目として、稼働率の改善、3つ目として、経年劣化が進む浄水場の統廃合を基本方針として検討されたものであります。

検討の結果としましては、最も上流に位置する上田市染屋浄水場から下流の犀川浄水場までの送配水ルートを整備し、浄水場においては状況に応じて段階的にダウンサイジングするなど、水道施設の最適配置を行うことで、効果としては50年間で整備事業費が138億9,100万円、維持経費が22億5,700万円の減となる試算がされたほか、施設管理の効率化が見込まれるとの報告がされたところであります。

なお、最適配置計画の検討における課題も報告され、例えば、各浄水場の経年化や耐震性のほか、浄水場ごとの水質の違いによる処理方法の検討、送水幹線の二重化の対策検討が必要と報告されております。

特に、送水幹線の二重化につきましては、当町としましても、災害時も含めて安定的に供給するために必要な対応と考えているところであります。

先日の議会の中でもご発言の議員さんおられましたけれども、坂城町は、川西のほうから坂城大橋を通過して東側に持ってくるということで、橋が途絶えれば、水が止まってしまうということで、こういう意味での二重化ですとか、そういうことも必要だろうというふうに思っております。

厚労省からの最適配置計画の検討報告を受け、本年7月には関係4市町の首長として県知事へ上田長野地域水道事業広域化研究会に企業局が参画し、県もその取り組みを支援すること、上田長野地域水道事業広域化研究会の取り組みを水道広域化推進プランに反映すること、水道の広域化を推進するための予算を確実に確保するよう国に対して強く働きかけること、4番目としまして、水道広域化に関する事業に係る地方財政措置について、広域化の実現に向けて事前に実施する詳細な検討に係る費用についても地方財政措置の対象となるよう国に対して強く働きかけることとの要望書を提出したところであります。

また、要望書の提出に併せまして、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、上田市から長野市までの地域の水道事業の広域化に関する研究を、当町も構成員として参加しているところであります。

この件につきまして、坂城町は水道事業をやっておりますけれども、これからの広域化の事業を始める場合には、ぜひとも坂城町が入っていきやいけないと。いわば坂城町の意見なしに勝手に決められちゃ困るということもありまして、事業は今やっていないけれども、これからの経営については参画したいという意思であります。

先ほど申し上げましたように、給水エリアとなって事業をやっておりますけれども、今後、参画していきたいという強い意思を申し上げました。

しかし、水道事業体共通の課題として、今後本格的な人口減少や節水機器の普及等により使用水量の減少が予測され、水道経営が厳しい状況であることに加え、水道施設や設備が耐用年数を迎え、施設等の更新や大規模な災害対応のための資金の確保などが大きな課題となっております。

今までのる申し上げましたけれども、当町としましても、積極的に関与することで町民の皆様

に安全で安心できる水道水を安定的に供給し、将来にわたって持続可能な水道事業を構築することができるよう、関係市等と共に協議に参画し、当町を給水区域とする水道事業の将来のあるべき姿についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

建設課長（関君） 水道事業について、イ、水道施設の最適配置計画の検討結果についてのうち、県営水道の更新状況、耐震化率などの現状から順次お答えさせていただきます。

当町を含む県営水道施設の現在の状況であります。企業局では長野県公営企業経営戦略に基づきまして、老朽化対策や耐震化を事業費の平準化を配慮しつつ計画的に進めているところでございます。

施設、設備、管路につきましては、厚生労働省が示します基準を参考に更新基準を定めて、長寿命化に取り組んでおります。現在は、老朽管の残存率につきましては、0%ではあります。今後は経年により老朽管の整備、こういったものが大きな課題となっております。

なお、耐震化につきましては、送水管等の基幹管路など優先的に耐震化をする施設を定めて推進しております。基幹管路の耐震適合率につきましては、令和2年度末では県営水道全体では95.1%でありまして、令和6年度までに100%にする目標となっております。

次に、ロの上田長野地域水道事業広域化研究会について順を追ってお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、7月に当町を含む4関係市町の首長により県知事へ要望書を提出いたしました。それに併せまして、上田長野地域の水道事業の広域化について研究するために、上田長野地域水道事業広域化研究会を設置し、当町も参画したところでございます。

所掌事項としましては、上田長野地域の水道事業の広域化に関する基本的事項、広域化に伴う課題に関する事項、その他広域化に関し必要な事項となっております。これまで計3回の研究会を開催したところでございます。

研究会では、当面の間は上田市、坂城町、千曲市、長野市の4市町と県企業局で具体的な検討を行うことを基本としまして、近隣の他の市町村から参加の希望があった場合につきましては別途協議をするという形になっております。

なお、広域化の基本的な考え方としましては、地域の実情に合った適切な形態を検討していこうということにしております。あわせて、相互の浄水場を知ることも非常に重要なことということで、9月の17日なんですけれども、同研究会の構成員として、それぞれ関係市町の4首長さんと同行する形で水道施設の相互見学、そういったこともさせていただきました。

また、広域化、広域連携に係る形態としましては、先ほどの事業統合、それから、経営の一体化、それから、用水供給事業を新設する方法、それとか個別経営による施設の共同化、この4つを抽出させていただきました。経営する水道事業の数、広域化によります水道料金を統一するの

か、それとも個別に設定していくのか。それから、事業間の水の融通の方法、ここちょっと非常に大きいポイントになるんですけど、施設の統廃合、最適配置、こういったものも施設の整備計画、財政負担、申請が可能な国の交付金のメニュー、人材確保の方法ですとか人員配置、そういったことを必要事項に沿って検討しておりますが、経過報告として現段階においては事業統合が最も大きなメリットを得られる可能性が大きいとしているところでございます。

今後は、将来にわたって持続可能な水道事業を構築するために、50年後の2070年までを想定した財政シミュレーションを実施する予定となっております。

今後示される財政シミュレーション、それを検証する中で、事業統合といった手法も含めて今後の経営体制の在り方について、さらに研究を進めることとしているところでございます。

なお、広域化研究会の今後の予定でございますが、広域化の方向性につきましては現在のところ来年3月には報告ができるように協議を進めております。

また、広域化の研究を進めるにあたりまして、水道事業の現状と将来にわたる課題、これを住民の皆さんへお知らせしていく必要があるというふうに考えております。

情報提供の仕方も様々であると考えますが、将来にわたって持続可能な水道事業の構築のために関係市等とも住民の皆さんと情報共有ができるように協議してまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） 再質問をさせていただきたいと思います。

今のご答弁で経過については、了解をいたしました。そして、検討の報告の中では、事業統合が一番メリットがあるのではないかという方針が一つ出されたということでございます。

今年、台風や地震による水道事故が相次ぎ、全国的に施設の老朽化に加え、資金不足による更新が進まない現状が大きく取り上げられました。2018年、全国のその耐用年数、水道管の耐用年数ですが、40年を超えた水道管が17.6%、長野県は12.5%という数字が出ていました。

そんな中ですが、安心・安全・安定な水道事業により暮らしを支える水を守るために、今の状況では、広域化、事業統合は避けられないとするならば、今こそこの状況を丁寧に説明し、住民の意見を聞くべきではないかと思っております。

ご答弁では、チラシなどの配布によって理解を求めていくというようなお話でした。そして、方向的には、今年の3月、来年の3月に出されるということなので、その短い期間ではございませぬけれども、上田、千曲、長野の3市は県企業局の中にそれぞれの水源を持ち、市営水道を運営しています。

そして、その水源に関わって今回の事業統合、広域化について議論が起きているとも聞いております。

比べて、当町はほぼ100%県水から給水ということで、住民の皆様もこの3市と比べて、この事情も受け止めも全然違っていると思っております。だからこそ今、今丁寧に説明、また意見を聞く

ことが必要なのではないかと思えます。お考えをお聞きいたします。

建設課長（関君） 現在、上田長野地域水道事業広域化研究会では、今後、広域化の研究を進めるに当たりまして、最も考慮していかなければいけない事項の一つとしまして、いかに住民の皆さんに水道事業の現在の状況、それから、将来にわたってどんな課題があるのか。そういったことをお知らせしていく。これが一つの大きな議題となっているのが事実でございます。

また、将来にわたって、持続可能な水道事業を構築するためには、どんな方法が坂城町、また、この地域にとって望ましいのか。こういった部分についても各市、また、企業局でも議会、または住民の皆さんへの説明や情報提供、こういったことを行いながら、皆さんの意見をお聞きする中で、今後の検討に生かしていこうということにしております。

その手法も様々な方法が考えられますが、どんな方法がいいかも含めて、関係市や特に当町のほとんどが給水エリアが県の県営水道でありますので、県の企業局とも相談していく中で考えてまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） それでは、まとめをいたしたいと思えます。

岩手県は、水道事業の統合を進めています。岩手県矢巾町の水道事業への住民参加が新聞で紹介されていまして。町民が、水道施設見学や現状、課題を学ぶ研修会に参加し、水道の持続不可能な現実と向き合い、お互いに討議し深めて、次世代に負担をかけないために、料金値上げが必要とする結論を導き出したということでした。

大切なことは、この結論を誘導しない丁寧な合意づくりだと結んでいます。私もこのところが本当に大切だと思います。水道事業については、住民合意をまず優先してほしいと思います。

そして、50年後も暮らしを支える水を守って、安心・安全・安定な水道事業が続くことを願って、次の質問に移ります。

それでは、2として、給食における食物アレルギー対策についてです。

この問題につきましては、今までも同僚議員により何回か質問がされてきたところです。

学校給食における食物アレルギー対応は、原則、学校における食物アレルギー対応マニュアルにより行われています。

そこでは、児童生徒の命を守ることが最重要として、教育委員会、学校、給食センターのとりべき対応、保護者との連携など体制がきちりとられ、今までに事故がなかったことは、関係の皆様のご努力があったからだと思えます。

給食は、子どもの心身の発達に欠かせない適切な栄養の摂取、健全な食習慣や食文化への理解を深めるなどとともに重要な教育の場でもあります。

その給食が、みんなと同じように食べられない子ども達にとっては、本当に残念でつらい思いをしていることと思えます。

今まで様々なアレルギー対応食実施への検討がされてきましたが、実現には至っていません。

少しでも多くの子ども達に安心・安全な給食の提供ができるよう提案も含めて質問をしたいと思っています。

最初に、イとして、学校、保育園における食物アレルギーの状況についてです。

食物アレルギーのある児童生徒及び園児数、医師の所見のある児童生徒及び園児数とその対応はについてお尋ねいたします。

次に、アレルゲン別の人数についてもお尋ねいたします。

ロとして、アレルゲンフリー給食の導入についてです。

現在の対応は、牛乳、パンは代替品、そのほかは保護者や先生の指導、あるいは自分の判断でアレルゲン食材を取り除き、給食を食べている状況とお聞きしています。

保育園、小中学校でアレルゲンを持つ食材を全て代替品に置き換えて調理した給食を提供するアレルゲンフリー給食の導入はできないでしょうか。

分けるよりも使わない工夫でアレルギー事故を防止し、子ども達全員の給食に対する満足度を高めることができると思います。毎日でなくても月1回のアレルゲンフリー給食実施という考え方はできないでしょうか。

次に、もう一つの考え方として、低アレルゲン献立による給食があります。例えば、特定7品目、卵、牛乳、小麦、エビ、カニ、そば、落花生を使用しない食材で給食を提供します。

全ての子どもに対応はできませんが、より多くの子ども達がみんなと同じ給食を食べられるようになると思います。

使用しない食材については、7品目でなくても、その日の献立により、卵、牛乳、小麦の3品目、また、ほかの品目でも状況に応じて考えられると思います。

分けるよりも使わない低アレルゲン献立による給食の導入はできないでしょうか、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

教育文化課長（堀内君） 2、給食におけるアレルギー対策について、順次お答えいたします。

初めに、学校や保育園における給食は、成長期にある子ども達の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるために重要と位置づけているところであります。

イ、学校、保育園における食物アレルギーの状況はのうち、まず、学校における食物アレルギーのある児童生徒の数はというご質問でございますが、今年度の状況で申し上げますと、南条小学校では29人で、そのうち17人に医師の所見があります。

坂城小学校では、29人のうち16人に医師の所見があり、村上小学校では10人のうち5人に、坂城中学校では28人のうち12人が医師の所見があり、合計しますと96人のうち50人が医師の指導、指示を受けていることとなります。

保育園における今年度の状況を申し上げますと、3園合計で食物アレルギーのある園児は24人で、その全員が医師の指導・指示を受けている状況でございます。

学校における給食の提供にあたりましては、平成31年4月に学校におけるアレルギー対応マニュアルを作成し、基本的な考え方、留意点等を明らかにいたしました。

また、各学校においては、食物アレルギー対応委員会を組織し、児童生徒のアレルギーの状況を学校全体で共有し、緊急時の対応を含めた体制整備を行うことにより、給食時間を安全に過ごすことができるよう努めております。

食物アレルギーへの対応につきましては、昨年度までは牛乳のみ小魚等の代替食の提供を行ってまいりました。今年度からは、パンの代替食に米粉パンを加えましたが、それ以外の代替食及び除去食の提供は行わないことを基本としております。

また、誤食による事故防止のため、月ごとの家庭配付用献立表とは別に、食材に含まれる特定原材料28品目を明記したアレルギー明細表を作成し、希望する家庭には学校を通じて配付しているところです。

アレルギー別の人数はというご質問ですが、食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品のうち、発症数が多く症状が重篤なものとして、小麦、卵、乳、エビ、カニ、そば、落花生が上げられ、この7品目は食品表示法において特定原材料として、これらを含む加工食品に表示が義務づけられているものであります。

この7品目に症状があらわれる児童生徒数は、小麦4人、卵14人、乳9人、エビとカニがそれぞれ5人、そば10人、落花生11人という状況であります。

それに準ずるアレルギーとして21品目がありますが、症状が多くあらわれる人数が多いものから、メロン14人、クルミ13人、キウイフルーツ13人、桃12人、そして、りんご10人といった状況であります。

続いて、保育園の状況といたしますと、坂城町立保育園食物アレルギー対応マニュアルに基づき個々の食物アレルギーに関して、医師の指導、指示のもと可能な限り除去食等を用意して対応しております。

保育園では、調理室が各保育園に設置されていることから、給食を食べる園児とつくる側の調理員が顔の見える距離にあり、給食の様子や園児の状況を随時確認することができるなど給食の対応が行いやすい環境にあります。

保育園での給食提供時の安全対策としましては、学校と同様に、アレルギー用の献立表を作成し、保護者に事前確認をお願いしており、調理の段階では食物アレルギーのある給食を別対応として、配膳についても名前を明記し、担当がチェックを行っております。

アレルギー別の人数であります。特定原材料7品目では、小麦1人、卵14人、乳7人、そば3人、落花生4人となっており、それ以外では、クルミ4人、魚介類3人、メロンとスイカが

それぞれ2人、ゴマとバナナ、そして桃が1人ずつという状況であります。

学校、保育園ともに食物アレルギーのある児童生徒、園児に対しましては、比較的少量ならば発症しないという軽度な方から、ごく微量の摂取によってもアナフィラキシーショックという重篤な状況になる方もおられますので、給食を食べるにあたっては、各校、各園で慎重に確認し対応しているところであります。

次に、ロ、アレルギーフリー給食の導入についてのご質問にお答えいたします。

食物アレルギーの対応は、児童、生徒、園児の安全を第一とし、アレルギー明細表により家庭で内容を確認していただき、学校や保育園と情報を共有し、アレルギーのある料理は食べないという誤食による事故を防止することの徹底が基本であると位置づけております。

センター方式で給食の提供を行っている学校におきましては、重篤となる児童生徒には、アレルギーの含まれる料理は誤食を防ぐために初めから配膳せず、家庭から持参したおかず、弁当を食べるようお願いしているところであります。

給食の事例ではありませんが、アレルギーが完全に除去された調理室で調理を行わなかったために、原材料としては使用していないアレルギーが意図せずして料理に混入するといったコンタミネーションによりアナフィラキシーショックを引き起こしてしまった例もあつたと聞いております。

給食センターで食物アレルギー対応食の調理を行うためには、アレルギー専門の調理室や調理器具等が必要となり、調理員も調理場を行き来することでアレルギーを持ち込む危険がありますので、アレルギー対応の専任調理員が必要となるなど、設備や体制を整えるためには莫大な費用が必要となるわけであります。

ご提案のありました月1回の特定原材料7品目のアレルギーフリー給食の実施であります、アレルギーの状況は各児童生徒によって様々であり、また、その都度、調理室等の消毒の実施を行うためには、時間と費用を要しますので、コンタミネーションの可能性も考慮しますと、アレルギーフリーの商品を使用することについても慎重に検討しなければならず、現実的には大変厳しいと考えるところであります。

また、低アレルギー献立の提供についてであります、給食センターでは献立表の作成にあたり、メニューの表記は「切り干し大根ののりゴママヨネーズ和え」のように、原材料名を用いて使用食品を明確に分かりやすくするよう工夫するとともに、1回の給食で複数のアレルギーとなる食材を使わないように心がけております。

また、現在、給食に使用する食材7品目のうちアナフィラキシーショックにより重篤となる可能性が高いソバ、落花生は使用しないこと、発症数が多い卵や乳、小麦、エビ、カニなどはできるだけ使用を控えております。

食材の選定におきましても、さつま揚げ、かまぼこなどの練り製品を使用する場合、28品目

が含まれていない商品を選定しており、シューマイ、ハンバーグなどはアレルギーとなる卵を使わない製品を使用しているところであります。

また、調味料では、卵の入っていないノンエッグマヨネーズの使用、揚げ物調理には、でん粉を使用するなど食物アレルギーに配慮し、できる限り多くの児童生徒に給食が提供できるよう、これまでも低アレルギー給食の提供に努めてまいったところであります。

今後も食物アレルギー対応として、アレルギー明細表の確認により、それぞれの症状に応じた適切な選択をしていただき、どうしても除去が必要な場合は弁当を持参してもらうなどのご協力をいただき、アレルギー事故の防止に努めてまいりたいと考えております。

給食の提供にあたりましては、安全が最優先と考え、給食を通じて子ども達が食べることの大切さ、楽しさを知ることができるよう食に関する指導も進め、生きた教材である給食が望ましい食習慣の習得と健康づくりにつながるよう努めてまいりたいと考えております。

12番（西沢さん） ただいまご答弁の中で、ソバ、落花生は、もう使っていないと。卵、牛乳、小麦についても、原材料の中で十分配慮して使わないで献立をつくっているときもあるということは、既に低アレルギー献立に取り組んでいるという状況をお聞きしました。

今までこのように食物アレルギー対策が進められているということを知りませんでした。関係の皆様のご尽力には感謝いたします。

そして、そこでですが、それでは低アレルギー献立を年間で何食提供してきたでしょうか、お聞きしたいと思います。

そしてまた、この低アレルギー献立を実施しても、残念ですが、全ての児童、生徒、園児を救えるわけではありません。子ども達が食や食材に関心を持ち、食育として給食の意義、また、給食の満足度を高めるために、どんな工夫や取り組みをしているのでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

まず、低アレルギー給食の提供について。

特定原材料7品目を使用していない日は、年間でどのくらいあるかについてお答えいたします。

特定原材料7品目のうち小麦、乳、卵以外については、ほぼ使用しておらず、卵については月に3日程度、乳については毎日牛乳の提供を行っておりますが、代替品として小魚の提供を行っている状況であります。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症によりまして一斉休業もあったわけですが、昨年度の実績で申し上げますと、給食の提供ができた186日のうち小麦及び乳あるいはエビといった2品目を使用した日が148日、率といたしますと約80%。

同じく、今申し上げました3品目全てを使用した日が36日、約19%といった状況で、できる範囲での低アレルギー化に努めている状況でございます。

続きまして、児童生徒、食に関心を持ってもらうための取り組み、工夫はといったご質問にお答えいたします。

食育の一環として児童生徒に食に関心を持ってもらうための取り組みといたしましては、献立作成に参加してもらおうと。それによりまして、給食への興味関心を高めてもらう取り組みといたしまして、希望献立、グランプリ賞献立といったものを実施しております。こちらにつきましては、毎年事前に献立の作成してもらおう月を学校に割当てまして、旬や地域の食材を盛り込んだ献立を児童生徒に考えてもらうといった取り組みを行っております。

応募された献立のうち、栄養や季節、料理の組合せなど全体のバランスもよく作成できたものの中で優れたものがグランプリ賞、次点が準グランプリ賞と位置づけまして、大切な学校給食1回分として提供をさせていただいております。

また、坂城町の伝統野菜であるねずみ大根を使用しました、ねずこん御膳などの提供も行っており、地域の特産品に関心を高めることによります地産地消の推進にもつなげていると、そんな取り組みを行っております。

12番（西沢さん） すみません。1点ちょっと確認させていただきたいんですが、今、給食を提供できた日、186日、そのうち小麦、牛乳を使った日が148日とか、そういう考え方。使わない日、ちょっとこの辺、どっちかちょっと確認をさせてください。すみません。

教育文化課長（堀内君） すみません。うまく説明ができず申し訳ございません。

7品目、特定原材料7品目のうち小麦と乳、もしくはエビを使った、2品目を使った日が148日。同じく、その小麦、乳、エビ、この3品目全てを使った日が36日ということがございます。

12番（西沢さん） それでは、この3品目あるいは2品目に抑えて低アレルゲン献立を提供してきたということがございますが、この実績があるのであれば、さらにもう一步進めて、できれば年間を通じて7品目のアレルゲン献立を提供するということはどうでしょうか、お尋ねいたします。

教育文化課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。

今申し上げました3品目、2品目のみに抑えて、ほぼ両方足しますと90%ぐらいになるかと思えますけれども、そんな低アレルゲン献立に取り組んでおりますが、こちら低アレルゲン給食の提供につきましては、先ほどもお答えしました卵、乳、小麦、そのうち特に小麦につきましては、パンなどの利用のほか調味料の中に多く含まれているということがございます。

食物アレルギーというものは、わずかなアレルゲンによりましても重篤化する可能性が非常に高いといったことから、慎重な対応をせざるを得ない状態でございます。

今、ご指摘いただいているとおり、様々なアレルゲンフリーの食材、開発されております。価格面について、また、何よりも児童生徒の安全性が第一といったことがございます。今後、施設

面、人員体制ともに慎重に研究していく必要があると考えております。

12番（西沢さん） 大変難しい状況ではあると思いますが、ぜひ検討を深めていただきたいと思いをします。

まとめをしたいと思いをします。大阪府箕面市では、平成30年4月から低アレルギー献立50%でスタートをしました。思ったよりスムーズに導入ができたことから、翌31年の、平成31年1月から全ての献立を低アレルギー献立に変更し、実施しています。

子ども達は、多くの子ども達がそれによって同じ給食を食べられるようになったと、とても喜んでいいるというようなコメントがありました。

この実施にあたっては、食材費が多くかかってしまうということが一番の問題点でありました。そして、このことに対する工夫を本当に何回も重ねてきたというお話もありました。

今までにも低アレルギー献立の実績を提供をされてきているということでございますので、改めて低アレルギー献立の導入をお願いしたいところです。

そして、低アレルギー献立だけではなく、満足度を高める工夫として、地域の人の顔の見える地産地消や希望献立を取り入れているということでございます。ぜひこの取り組みも進めていただきたいと思います。

そこで、低アレルギー献立や地産地消を取り入れることで、食材費が上乗せになると予想されます。いろいろなご意見はあろうかと思いをしますが、この上乗せ分については、給食費に反映させないような工夫で検討をお願いしたいと思いをします。

分けるよりも使わない工夫で食物アレルギー対応を進め、一人でも多くの子ども達に安心安全な給食が届けられるよう検討をしていただきたいと思いますと強く要望して、質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時12分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

さて、コロナ禍時代であり、新型コロナウイルスの新変異株、オミクロンをこれ以上増やさないよう、国も県もいろいろ施策を打ち出しておることは、皆様、周知のとおりであります。中でも、やはり3回目のワクチンを早く前倒しで行うよう指示されたようですが、厚労省の大臣がまた何か茶々を入れたとか、総理大臣の言うことを聞いて、日本はよくなっていくと私は思いますが、総理大臣にしっかりやっていただきたいと思いをします。人類にとってウイルスを退治するには、今のところ、ワクチンが一番であることは言うまでもありません。

質問に入ります。

①子宮頸がんワクチンについて。

(イ) ワクチン接種の推移は。

この質問は、私のライフワークであります少子化問題の中の1つとして、中沢町政の頃より十数回にわたり質問をしております。子ども3ワクチンは無料化していただきましたが、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは大勢の子ども達が接種をしており、若いお母さん方からは、無料になり大変喜ばれております。

でありますので、子宮頸がんワクチンだけでよろしゅうございます。今までのワクチン接種の推移をお尋ねするものであります。

(ロ) 今後の施策は。

私も8年間ワクチン接種をするべきだと訴え続けてまいりましたが、思いがやっと届いたのか、厚労省で10月1日、2013年以降中止していた積極的な接種勧奨の再開を行うようであります。町長の言っておられました積極的な説明もよかったです、いよいよ積極的な勧奨であります。今後の町の対応をお尋ねいたします。

(ハ) 未接種者救済は。

この未接種の子ども達を助けようじゃないかということであります。漢字があまりちゃんと並んでましたので、ちょっと口ごもってしまいましたが。前回のこの件は一般質問でお話をしましたが、青森県平川市は、9月議会で取り上げられたことをきっかけに、全国に先駆けて助成する制度を設けた。対象は17歳から19歳の女性であります。3回接種を無料とし、既に40人が接種したとのことあります。今はたくさん、もっと増えていると思いますが、そのときのデータでございます。

国も少し方針を変えてきたようでありますが、この部分の町の対応をお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

町長(山村君) ただいま中嶋議員さんから、1番目の質問としまして子宮頸がんワクチンについてのご質問がありました。私からは、ロの今後の施策はと、ハの未接種者救済についてお答えし、イのワクチン接種の推移については担当から答弁いたします。

子宮頸がんワクチンの定期接種につきましては、中嶋議員さんから長年にわたり継続してご質問をいただいてまいりましたが、今回は、ご案内のとおり、国において積極的勧奨が再開されるということになりましたので、順次お答えしてまいります。

さて、子宮頸がんワクチンは、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスのうち、50から70%のウイルスの感染を防ぐことができるとされるもので、12歳から16歳になる年度中の女子を対象として、平成25年4月から予防接種法で定めるA類の定期接種とされ、積極的な接種勧奨が行われました。

しかしながら、接種をされた方のうち、ワクチンの接種との因果関係を否定できない持続的な

疼痛が接種後に特異的に見られたことから、同じく同年6月に、国において副反応の発生頻度等が明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間は、接種の積極的な勧奨をすべきでないと考えられ、現在に至っている状況であります。町におきましても、この勧告を受け、個別の接種案内通知を控えておりました。

一方、海外では、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの先進各国において、子宮頸がんワクチンが公的接種として位置づけられ、大きな効果を上げているというデータが示されており、WHOでもワクチン接種を推奨しているという状況であります。

現在は、接種の積極的な勧奨は行っておりませんが、昨年10月に、国のヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応についての勧告が改正され、子宮頸がんワクチン接種についての有効性・安全性及びリスクについて、対象者及びその保護者への個別に情報提供することとされました。

町では、この改正より前の昨年3月から、既に接種を適切にご判断いただけるよう、新たに定期接種の対象となる12歳になる方に対して個別に通知し、子宮頸がん予防接種の効果と副反応についての説明や、希望すれば接種が可能であること等についてお知らせをしております。

また、今年度につきましては、来年の3月で定期接種の対象外となる16歳の皆さんにも個別でお知らせをした結果、10月までに延べ38人の方が接種されている状況であります。

子宮頸がんワクチンの接種勧奨につきましては、国において、本年10月に積極的勧奨再開の方向が示され、去る11月26日付のヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応についての通知において、来年の4月から積極的な勧奨を再開することとされたところで、町におきましても、対象となる皆さんへの接種勧奨の再開に向けた準備を進めてまいります。

続きまして、ハの未接種者の救済はについてであります。予防接種法においては、疾病の発生及びまん延の予防という観点から、接種した場合のリスクと有効性を考慮した上で、接種により有効性がリスクをもっとも上回ると期待できる者を定期接種の対象者として定めており、子宮頸がんワクチンについては、12歳から16歳になる年度中の女子とされております。

一方で、平成25年度から今年度までの積極的勧奨を控えたことにより、接種機会を逃した方の対応につきましては、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種の対象とされることが国において決定されたところであります。

このキャッチアップ接種の対象年齢や接種期間等につきましては、国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論が開始されたばかりであるとのことで、現時点では詳細が明示されておりませんので、今後の国の動向を注視し、対応してまいりたいと考えております。

なお、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルスの感染によると考えられており、厚生労働

省のホームページによりますと、子宮頸がんワクチンにつきましては、子宮頸がんを予防する効果も確認されているとのことですが、予防接種を受けても全てのウイルスを予防できるというわけではなく、感染の可能性があるとのことですので、がん検診を受診していただくことも必要なため、町で実施しております子宮頸がん検診につきましても、より多くの方に受診していただけるよう、勧奨にも努めてまいりたいと考えているところであります。

保健センター所長（竹内さん） 1、子宮頸がんワクチンについて、私からは、イ、ワクチン接種の推移についてお答えいたします。

過去の接種人数の推移でございますが、接種を開始した平成23年度から申し上げますと、23年度は接種延べ人数が305人、24年度が287人で、いずれの年も中学1年生から高校1年生の女子を対象とし、個人の希望で接種をする任意接種として実施いたしました。その後、定期接種となった25年度は25人、26年度1人、27年度から30年度までは0人、令和元年度3人、令和2年度7人となっており、積極的な勧奨を差し控えた25年度以降、接種人数が大きく減少しております。

なお、今年度は、10月までの状況ですけれども、延べ38人が接種を受けている状況となっており、先ほど町長の答弁でも申し上げましたが、今年度、新たに定期接種の対象となる12歳の方に加え、来年度定期接種の対象外となる16歳の方に対しても個別に通知を行った効果が出ているものと考えているところでございます。

14番（中嶋君） ただいま町長、そして、所長よりご答弁をいただきました。

今、町長のお話でいろいろお話が出たんですが、今、所長からは今年度38人、また少し増えたということでありまして。これは、ここで私が先ほど言いましたように8年間吠えていたので、少し町民の皆様にも届いていたのかなと思うし、それから、町長も積極的な勧奨というのはできないけども、積極的に説明していくんだと、その辺がある意味、私は功を奏したかと。38人、大したもんなんです。まだ国があれですから、今の状況になってきて、これからどんどんやっついこうじゃないかなんて国が言う前に、既に坂城町は始まったということ、私からすれば前哨戦みたいなもんです。とてもこのところは高く評価できると思います。

でありますから、今後、また国からいろいろ、未接種の人も助けるぞとか、その辺のところは、町長、粛々とお願いします。しょうがない、これは。そういうようなことも含めて、これも評論家達が今言っていることですが、これははいよいよ国がやるようになったとしても、さっき所長からもる説明があつて、ゼロの年もずっとあつたようです。その前は大勢の人達がやったというような中で、大分、坂城町、やった人達も多い時代もあつたけれども、その後ゼロになっちゃつて、それでまた今のような状況になっているわけでありまして、これから一生懸命、国がやれと言ってきたとしても、一気に増えないんじゃないかと。私はよくこの場所で必ず言うんですが、坂城町の子ども達を守るためには、80何%、90何%じゃなだめだと、やるなら100をやれ

やと、坂城町の子ども達の命を守れと、こういうことを私はこの場所によく言うんですが、そうは言っても、統計学的なことを言うと、全国的な中でいうと70%ぐらいがなんて言われている部分もあるんです。今後のことを考えるとここが大事なんです。

私が言ったように、今言うように、いいことは100%やらなきゃいけません。ましてや、この子宮頸がんという、今はがんの時代ですから、2人に1人は必ずがんになっちゃうなんてことを言われている時代であります。皆さん、周知のとおりです。ただ、その中で、それこそ今のコロナじゃないですが、ワクチンを3回打てばがんにならないっていうんだから、こんなすごいことはないでしょう。私らだって、例えば3回やれば肺がんにならないとか、3回こっちを打てば胃がんにならないとか、うんとやりますよ、そんなことを言ったら。それが残念ながら、ワクチンで治るのは子宮頸がんのみなんですよ、まだ。残念ながら。

だから、私は、ぜひそういうことやって、坂城の子ども達、ましてや、お母さんになる子ども達であります。だから、さっきも言いましたが、ルーツは、私、子どもが少ない少子化対策なんですよ、これは。だから、3ワクチンをやれと。一番大事なところなんです。これからの坂城町を考えたときに。子どもがどんどん減っちゃいますよ。だから、ここでいつも吠えさせていたんですが、ただ、そうは言いましても、今言いましたように、国もやらねえんだったら絶対やらねえようにしてみろって言ったんです。結局やるようになった。なんなんだい、この日本ちゅう国は。でたらめじゃねえかと。やらなかったら絶対やらねえでやってみろと。結局8年。町長も言いましたよね、去年。7年間、国は何をしとったんでしようなど言いましたでしょう。そういうことなんですよ。8年間、何ちゅう国だかね、この国は。情けない。我々町会議員がしっかりしなきゃだめですよ、この国を守るには。

そんなことはこれ以上、いい方向になってきたもんで。最後に教育長にお願いをしておきますが、あとは教育なんです。だから、去年、お見せしましたように、去年のですが、愛は子宮を救う、これも前に見せたから皆さん知っていると思いますが、愛は子宮を救う。これは長野県の篠ノ井病院の先生が考えて、今年も坂城中学校をはじめ、長野県中の中学2年生、全部これをお配りしたそうです。ぜひ、今は70%なんてことを言う学生がおりますが、これはぜひ、教育長、もう1回言っておきます。しっかり子ども達に子宮頸がんの恐ろしさ、それを勉強して、子宮頸がんのワクチンを100%子ども達が受けられるような教育をしていただきたい。これは、もしかしたらまたこの後一般質問を私はするかもしれませんが、ひとつ、そんなことでよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきたいと思います。

次の質問に行く前に、昨日、同僚の栗田議員もふるさと納税の質問をしておりましたが、彼は学者先生であります。そして、こんなことを町長、課長に言っておられました。どっかと競争して、払われるべきところの税金を持ってきちゃうということにそんなに力を入れず、そして、も

っと儲けろという議員の話が出るかと思うが、抑制的に、そんなのは町の仕事じゃないわいと言っておきなさいとっておりましたが、この発想は、世の中の一方しか知らない頭でっかちの学者先生のたわごとであります。

私は、商人でありますから、商道を究めた物の見方を簡単に教えてあげたいと思います。

商道とは、儲けなければ悪です。儲ければ善であります。すなわち正義であります。ふるさと納税の考え方はいろいろあることは百も承知しております。しかも、国が認めた合法で金を集めることは、まさにこれは正義であります。まして、町民益であることは言うまでもありません。血税をもらっている町会議員としては、町民益を守ること、そして、チャンスがあれば増やすこと、これまた商道では当たり前の話であります。そして、町で作られた農産物などが日本中に知れ渡り、坂城ブランドが有名になり、ねずみ大根やシャインマスカットのようにリピーターが増えれば一石二鳥、いや、一石三鳥ではありませんか。

商道の話をもう一つさせていただければ、今、地球の周りを宇宙船に乗って旅をしている日本の若者がおります。皆さんもご存知の衣料品通販の大手であるZOZO創業者の前澤友作さん、46歳であります。商道を究め、正義を積み重ねた彼は成功者だと私は思っております。ちなみに、旅費は100億円だそうです。無事に地球生還を祈るものであります。

商道論はこのぐらいいして、皆様、お待ちかねの次の質問に入ります。

2、ふるさと納税について。

(イ) 目標2億5千万円に。

この質問も私のライフワークであります。数年前、私が提案をしたら、海老で鯛を釣るような税金の集め方はいかななものかというようなお言葉もいただきました。であります。これは最終的には町長どうすんだいと、そのときに、やりますよと、そこからふるさと納税が始まり、何と1億9千万円超えとなり、私は、さっきの商道論ではありませんが、商人として、また、坂城町の町会議員といたしまして、大変うれしく思っております。そしてまた、2億円超えは目前であります。弾みがついたので、目標を2億5千万円にして頑張ってもらいたいが、今年の見通しをお尋ねいたします。

(ロ) 今までの推移と今後の施策は。

寄附金が増えた要因と今までの寄附額の推移をお尋ねいたします。そして、今後の見通しとその施策もお尋ねをしておきます。

(ハ) 選べる使い道。

寄附金の使い方が見える、まさに税金の見える化であります。すばらしい制度であると思っております。4項目の使い道と振り分けをお尋ねいたします。

昨日の同僚議員の話の中にも多少出ておりましたが、かわいいペット、猫、大事にしている人、いっぱいいます。その方がいろいろな要望をしたりしているということの中で、こういうところ

に全然なかったんだから、ふるさと納税を私は使うべきだと思います。100万円や200万円ぐらい、出したらいんですよ、そういうところへ。これも私は言いたい。今まではお金をうんと稼ぐことが正義だということでやってきましたが、4項目のところで金を使うんだということになっていますから、ぼちぼち、私もそこでもって一言ぐらいは言わせていただきたい。ぜひ、町長、猫を考えましょう。大事なペット。ぜひ、その辺もひとつお願いします。後ろのほうで応援してくれています。猫のことを、登、頑張れって。こういうのを大いに使おうじゃないですか。

そんなところで、この第2質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

企画政策課長（大井君） ふるさと納税についてのご質問に順次お答えをいたします。

当町は、平成20年度に信州さかきふるさと寄附金制度を設け、寄附の受付をスタートし、その後、平成28年度に、町の様々な特産品を返礼品として用意し、インターネット上のポータルサイトによる寄附金の受付など、全国から寄附を受けやすい仕組みとして運営をしております。

ご質問の、今年のふるさと納税の見込みにつきましては、11月の後半から急激な寄附申し込みの伸びがあり、11月末現在で1万2,464件、2億1,190万4千円のご寄附を全国からお寄せいただいております。

また、寄附額に目標につきましては、特産品や町の魅力を積極的に発信し、より寄附をいただきやすい環境を整えた結果として現れるものと捉え、今後も引き続きより多くの皆さんから寄附をお寄せいただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、今までの寄附の推移と今後の施策はのご質問でございますが、平成28年度に町内事業所のご協力をいただき、返礼品を設け、インターネットによる寄附金の受付、クレジット決済の導入などを行いました。

この平成28年度以降の寄附額の状況といたしましては、平成28年度が2,846万円、29年度は4,558万8千円、30年度は7,979万4千円、令和元年度は1億4,857万2千円、2年度は1億8,926万1千円でございます。

寄附額の増加の要因といたしましては、人気を博しているぶどうやりんごなどの果樹類を提供いただける事業者の登録を増やし、人気返礼品の数量確保など返礼品の充実を図ってまいりました。

また、寄附申し込みを行うインターネット上のポータルサイトを増やし、電子決済に対応するなど寄附者の皆様の利便性の向上に努めたことなどが挙げられると考えております。

返礼品は、町の魅力を言っておく重要な要素でありますので、今後も事業者のご協力をいただき、新たな魅力ある町の特産品を積極的に取り入れながら、一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、ハ、選べる使い道はのご質問でございますが、町では寄附をお申込みいただく際に、お寄せいただく寄附金の使い道として4つの分野からお選びをいただいております。

今年度の11月末現在の状況は、「ふるさとさかきのまちづくりを応援します」が6, 818件、1億1, 519万2千円、「ふるさとさかきの未来を担う元気な子どもたちを応援します」が4, 336件、7, 366万4千円、「花と緑 ばらいっぱいふるさとさかきを応援します」が747件、1, 311万1千円、「歴史・文化を次世代に引き継ぐふるさとさかきを応援します」が563件、993万7千円でございます。

このお寄せいただいた寄附金の振り分けにつきましては、各年度ごと、一旦、ふるさとまちづくり基金に積み立てて、寄附者がお選びいただいた分野に応じて各課の事業の財源とし、翌年度に有効に活用させていただいております。

今年度も寄附を通じて町を応援していただき、第2のふるさととして坂城町に思いを馳せていただける方が1人でも増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

14番（中嶋君） ただいま課長よりのご答弁をいただきました。

いよいよすばらしいことになってきました。びっくりしました。町長、招集挨拶でしたか、1億9千万円ぐらいのお話でしたが、今、課長のご答弁を聞くと11月末で2億円超えをしたと。すごいことになったですね。この4年何か月の間に。個人事業主だったらぼろ儲けです。そんなこと言っちゃいけませんけど。そういう言い方はいけません、うらやましいぐらいです。

でも、今、課長からお話を承れば、返礼品の種類を増やしたんだとか、ポータルサイトと言うんですか、私に言わせればチャンネルなんて言うんですけど、チャンネル数も増やしたとか。前回でしたか、カードでもよくなったというようなこともやったり、課長を含め、スタッフの皆さんには私は敬意を表します。

ただ、俺がここでやれ、増やせと言ったから増えたもんじゃない。あるいは、我が坂城町の役場の職員はみんな優秀であります。優秀な人達が知恵を絞って、ここまで伸ばしてきたんだと思って、深く感謝する次第であります。

ただ、私は議員の立場ですから、もっとやってくれとか、さっきも言ったように私は商人でありますから、下がっちゃだめだと、悪なると。できるだけ右肩上がりできいと。ある程度行くと分岐点はありますが、そこに行ったら、ずっとなだらかに、平らにしていくというようなことになると思っておりますが、今言ったように、この辺の目標をとりあえず2億5千万円ぐらいにはお考えいただければありがたいと。もしかしたら、また来年の今頃、ここでやっているかもしれません。やったなど。今度は3億円だと私は必ず言うはずで。

さっきの子宮頸がんもそうでありましたし、それから、ふるさと納税、まさに私が長年やってきたことであります。今、町側のほうから、町長、皆さんにご答弁をいただきました。2つの事業、なかなか方向が定まってきたなど、私はうれしく思うものであります。

あだから、こうだから、もう1回答弁しろなんてことは私は言いません。敬意を表するのみです。町長、ありがとうございます。私はこの2つ、とてもうれしく思っておりますので、町長

に敬意、それから、皆さんに敬意を表します。ありがとうございました。

時間もあれですが、ここでちょっと皆さんに、今日、日経コラムにとってもいいことが書いてあったもので、私、時間がありますから述べさせていただきます。

16から17世紀のヨーロッパでは、チーズやバターがうまくできずに腐ると、魔女の呪いだと言われた。農産物の不足も、雌牛の乳が出なくなるのも、疫病が流行るのも魔女のせい。そんな迷妄が社会不安を背景に異端狩りの嵐となって吹き荒れる。多くの命が奪われた。今から160年前、スープが腐って悪臭を放つのは微生物の仕業だと、かのパスツールが発見をいたしました。呪いは消えました。植物や家畜が病気になる、その原因も化学が次々と解明する。無実の人が火あぶりにされる心配はなくなりました。

でも、理不尽な現実を突きつけられたとき、誰かのせいにしたくなるのは人情ではありますが、私達の中にそういうことが必ずあるはずです。その現代版が、自己責任ではないだろうか。正社員になれないのは努力不足だから。コロナにかかるなんて、ちゃんと予防していなかったに違いない。土砂崩れが起きるような危ない場所に住むのは、情報収集を怠っていたからだ。詐欺に遭うとは、だまされるほうも悪いんだ等々。あらゆる不運を当事者の責任とみなす空気が漂っております。

努力と意欲さえあれば何でも解決できる。そんな論法には、当世風の呪いの気配があります。社会学者の山田昌弘氏は、近著「新型格差社会」で公的な問題を自己責任の一言で片づける風潮を、想像力の欠如以外の何者でもないと指摘する。適切な再分配を目指すなら、人々を困窮させる真犯人を突き止めることである。

いろんなことは言いません。我が議員、そして、町の皆さんも私の今述べたことはお考えになってください。ただ、自己責任とはちょっと言いませんな、この話でいくと。

さて、最後の一般質問で、久々の大トリを取らせていただきました。今年もコロナ、コロナで振り回された年でありましたが、来年こそはコロナが終息して、普通の年となることを祈るとともに、日本と我が坂城町の町民の安寧をとこしえに願うとともに、そして、来年こそはこんな年になればいいなという思いで、今年最後の一句を添えます。

ウィズコロナ 三年たてば ただの風邪

これにて私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（小宮山君） 以上で、通告のありました13名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。明日11日から12月13日までの3日間は、委員会審査等のため、休会にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、明日11日から12月13日までの3日間は、

委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、12月14日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時08分)

